

令和9年1月導入新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務 仕様書

令和8年10月

新潟市市民生活部市民生活課

目次

1	業務の名称	1
2	納入場所	1
3	賃貸借期間	1
4	契約形態及び支払	1
5	契約方法	1
6	業務の目的	1
7	業務の内容	2
8	保守業務の仕様	2
9	調達機器等の仕様	3
10	機密保護	7
11	その他特記事項	7

令和9年1月導入新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務仕様書

1 業務の名称

「令和9年1月導入新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務」

2 納入場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

3 賃貸借期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（60か月）

4 契約形態及び支払

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借期間の開始までの期間は、本市及びシステム設定業務受託者による機器等の設定や設置を含めた準備期間とし、支払いについては令和9年1月実績分から発生するものとする。

5 契約方法

本業務は二者契約とし、受託者が保守業務の一部または全部の実施を第三者に委託する場合は、本市に再委託の承諾を求めることができる。

6 業務の目的

住民基本台帳ネットワーク用端末の新設にあたり、必要なハードウェア及びこれに関連したソフトウェアについて、保守を含めて調達するものである。なお、本業務のスケジュールは、「図1 業務スケジュール」のとおりとする。

図1 業務スケジュール

項番	作業項目	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月
1	機器等設置場所への搬入 及び付帯作業					
2	設定作業 ※本調達範囲外					
3	機器賃貸借及び保守業務					

7 業務の内容

本業務の受託者は、下記の業務を実施すること。なお、業務にあたっては、本市及び設定業務受託者並びにシステム運用業務受託者と協議・合意のうえ、実施すること。

(1) 機器等の賃貸借

本仕様書「9 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件にかなったハードウェア及びソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。

(2) 機器等の搬入

上記(1)に示す機器等並びに物品（以下、「本調達機器等」という。）を、別紙「統合端末等機器設置施設」に搬入すること。なお、詳細は協議の上決定する。また、搬入に係る運搬費用等は、受託者が負担すること。

(3) 交換部品の確保

本調達機器等の故障に備え、重要機器の交換部品等を、機器等設置場所に1時間以内に搬入できる保守拠点に確保すること。なお、対象機器の範囲については、本市と受託者で協議決定する。

(4) 機器等の保守

本仕様書「8 保守業務の仕様」に示すハードウェア保守、ソフトウェア保守を実施すること。

(5) 機器等の引き取り

本調達機器等の賃貸借終了後、機器等設置場所の本調達機器等を引き取ること。なお、引き取り時は、ハードディスク内のデータを消去すること。これらデータ消去、引き取りに係る運搬費用等は、受託者が負担すること。

8 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

システムが常に安全な機能を保つように、機器等設置場所の本調達機器を対象として、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア 基本要件

(ア) 保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とする。

(イ) 保守作業を行う際には、事前に保守作業計画書を本市に提出し、承認を受けること。また、保守作業完了後は作業報告書を本市へ提出すること

(ウ) 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法などの技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

- (ア) 本市からの障害時連絡を受けられる連絡体制を整備すること。
- (イ) 連絡受付の時間帯は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、本システムは午後 5 時 30 分以降も稼働するシステムであるため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡の取れる体制を確保すること。
- (ウ) 連絡から障害対応開始までの所要時間は 1 時間以内とする。但し、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の午前 9 時までには復旧を開始すること。
- (エ) 障害時の技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣に係る費用は別途発生しないこと。
- (オ) 障害時に派遣される技術者は、障害対応にあたり、本システムの運用業務受託者と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。
- (カ) 障害時は、障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間などを随時、本市に報告すること。
- (キ) 障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。また、障害対策の結果を文書に反映し、本市に対処方法を解説すること。

(2) ソフトウェア保守

最新の修正プログラム、バージョンアップ版の提供、利用権等で保守が必要なソフトウェア及び OS、パッケージソフトウェアについては、保守に含めること。また、保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とすること。なお、ソフトウェアのバージョンアップ等の適用作業は別途委託契約のシステム運用業務受託者にて行うものとする。

9 調達機器等の仕様

(1) 調達機器一覧

調達機器は、以下の通りである。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のため、その機器を納入することが不可能な場合）や、その他の問題が発生した場合は、遅延無く本市へ報告し、協議すること。

表 1 調達機器等一覧

項番	機器名	数量	備考
ア	統合端末	8 式	表 2
イ	住基ネット用操作者認証装置	8 式	表 3
ウ	IC カードリーダーライタ	8 式	表 4

エ	テンキーボード	8 式	表 5
オ	マウス	8 式	表 6
カ	USB ハブ	8 式	表 7
キ	タッチパネルディスプレイ	8 式	表 8
ク	ソフトウェア	8 式	表 9

(2) 調達機器等仕様詳細

ア 統合端末

表 2 統合端末

区分	要求仕様
ハードウェア	
形状	ノート型パソコンであること。 [想定機種] LIFEBOOK A5513/N（富士通株式会社）
CPU	Intel Core i5-1345U プロセッサ相当以上の性能を有すること。AMD 製プロセッサの場合は同等以上の性能を有すること。
メモリ	16GB（DDR4 SDRAM）以上であること。
ローカルディスク	512.0GB 以上の SSD であること。 機器を本体に内蔵すること。
ネットワーク	LAN インタフェース（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠）を備えていること。
外部記憶装置	搭載する外部記憶装置は以下のとおり。 ・DVD-ROM ドライブ×1 機器を本体に内蔵すること。
インタフェース	以下のインタフェースを有していること。 ・ディスプレイ：HDMI 出力端子、アナログ RGB ・USB：Type-A（USB3.1/Gen1）4 ポート以上
ディスプレイ	15.6 型ワイド液晶（最大 1920×1080 ドット、最大 1677 万色）であること。
キーボード	日本語キーボード（JIS 配列準拠）であること。
ソフトウェア	
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビットバージョンであること。
アプリケーション	表 3「住基ネット用操作者認証装置」と連動する住基ネット用操作者認証装置ソフトウェアを有していること。
その他	
リカバリディスク	リカバリディスク（ドライバズディスク含む）を用意すること。

イ 住基ネット用操作者認証装置

表 3 住基ネット用操作者認証装置

区分	要求仕様
ハードウェア	
生体認証装置	[機構指定] 住基ネット用操作者認証装置<ガイド有>[FAT13M3E54] (富士通株式会社)
ソフトウェア	
生体認証ミドルウェア	[機構指定] NU461006 生体認証ミドルウェア (富士通株式会社)

ウ IC カードリーダーライター

表 4 IC カードリーダーライター

区分	要求仕様
ハードウェア	
IC カードリーダー／ライター	・オープン型であること。 ・機構による動作確認を受けていること。

エ テンキーボード

表 5 テンキーボード

区分	要求仕様
ハードウェア	
テンキーボード	主な仕様は以下のとおり。 ・ Windows 搭載パソコンに対応していること。 ・ 接続インタフェースは USB Type-A であること。 ・ ケーブル長は 75cm 以上であること。 ・ キー入力視き見防止用として、テンキーボードに装着するカバーを備えること。

オ マウス

表 6 マウス

区分	要求仕様
ハードウェア	
マウス	主な仕様は以下のとおり。 ・ Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。 ・ 接続インタフェースは USB Type-A であること。 ・ トラッキング方式はレーザー式であること。 ・ セレクトスイッチは 2 ボタン、1 ホイールを有していること。

カ USB ハブ

表 7 USB ハブ

区分	要求仕様
ハードウェア	
USB ハブ	主な仕様は以下のとおり。 ・ Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。 ・ 接続インタフェースは USB Type-A であること。 ・ USB3.2Gen1 A コネクタ 1 ポート以上、USB2.0 コネクタ 2 ポート以上有していること。 ・ AC 電源不要のバスパワータイプであること。

キ タッチパネルディスプレイ

表 8 タッチパネルディスプレイ

区分	要求仕様
ハードウェア	
形状	15 インチ以上の液晶ペンタブレットであること。 [想定機種]Wacom Cintiq 16 (DTK1660K0D):15.6 型液晶ペンタブレット (株式会社ワコム)
解像度	1024×768 ドット以上であること。
インタフェース	HDMI または USB 接続が可能であること。
その他	・ デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること。 ・ Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。
その他	
覗き見防止フィルム	本体画面を完全に覆うものであって、本体の動作に支障をきたさないものであること。
ペンスタンド	着脱式のものであること。
ペンテザー	ペンとペンスタンドを繋ぎ止めることができるものであること。

ク ソフトウェア

表 9 ソフトウェア

区分	要求仕様
ソフトウェア	
画面キャプチャーソフト	[製品指定] INSTANTCOPY Standard V6 (富士通株式会社)

(3) 調達機器仕様の補足事項

- ア 本体、その他すべての付属品は、中古品であってはならない。
また、調達機器一覧の本体は、同一メーカー、同一機種、同一品質であること。
- イ 国内メーカー製の機器であること。
- ウ 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- エ 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品など）については本仕様書の記載の有無に係らず、全て提供すること。
- オ 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- カ 本仕様書記載の、統合端末については、本市が指定するパッケージソフトウェア及びライセンスの動作保証がされていること。
- キ ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低1セット用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。

10 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

(1) 情報セキュリティポリシーの内容の遵守

本業務を実施するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたり、個人情報の取扱については別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受託者の協議を行い、業務を実施すること。

(2) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影

響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

(3) 法令などの遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。なお、本市で定める文書規程など、本システムで関連する規程類は、本市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

統合端末等機器設置施設

施設場所	施設住所	数量
北区役所区民生活課	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号	1 式
東区役所区民生活課	新潟市東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号	1 式
中央区役所窓口サービス課	新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地	1 式
江南区役所区民生活課	新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号	1 式
秋葉区区民生活課	新潟市秋葉区程島 2009 番地	1 式
南区役所区民生活課	新潟市南区白根 1235 番地	1 式
西区役所区民生活課	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	1 式
西蒲区役所区民生活課	新潟市西蒲区巻甲 4262 番地 1（巻仮設庁舎（巻図書館隣））	1 式